

広報



発行 大子町役場 総務課

〒319-3526 久慈郡大子町大字大子866番地

Tel.0295-72-1111(代) 0295-72-1114(直通) Fax.0295-72-1167

http://www.town.daigo.ibaraki.jp/

E-mail soumu@town.daigo.ibaraki.jp

だ い ご

No.612



緑がいっぱいで気持ちいいね（大子広域公園オートキャンプ場グリーンヴィラ）

主 な 内 容

- 財政事情 ……………2
- ニュースだ い ご ……………8
- 子育て支援プロジェクトチームの設置 ……4
- 国保情報えが お ……………10
- 児童手当の概要 ……………7
- フォトだ い ご ……………12

2009

8



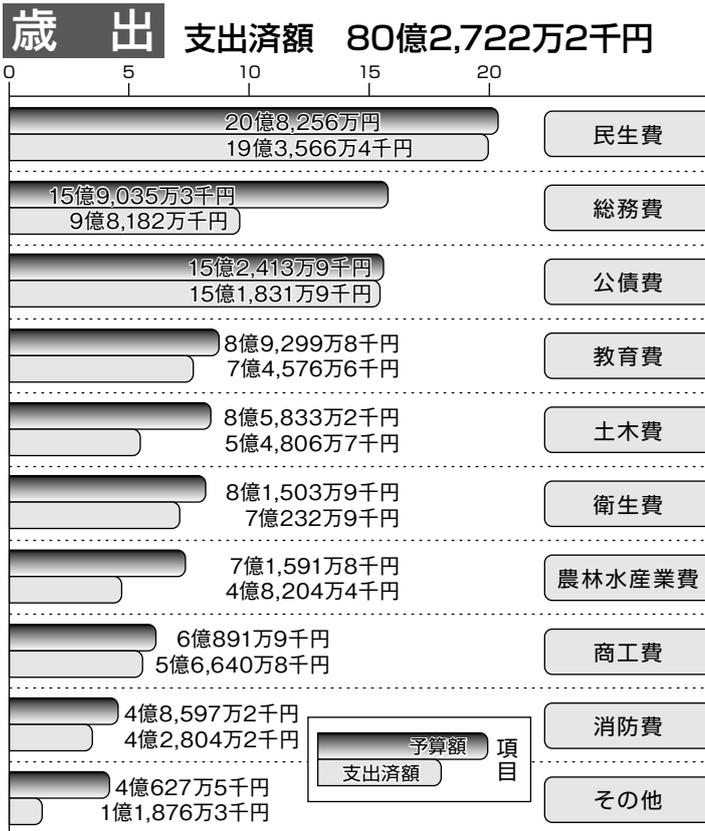
大子町財政事情書

●平成20年度一般会計予算収支の状況(中間収支)

本町の財政事情については、7月と11月の年2回公表していますが、今回は、平成21年3月31日現在における平成20年度各会計別の中間収支の状況について公表します。

一般会計の予算額は、当初85億1,200万円でしたが、継続費遡次繰越額、繰越明許費繰越額及び5回の補正により、最終予算額は99億8,050万5千円となり、当初予算額に比較して14億6,850万5千円(17.3%)の増加となりました。

平成21年3月31日現在



●平成20年度町税負担の状況(現年度課税分)

(単位:円)

税目	調定額	一世帯当たり	一人当たり	摘要
町民税	642,773,200	82,704	30,282	世帯数 7,772世帯 人口 21,226人
固定資産税	907,476,700	116,762	42,753	
軽自動車税	42,568,700	5,477	2,005	
町たばこ税	103,343,172	-	-	
入湯税	51,634,200	-	-	
国民健康保険税	679,129,800	164,638	85,966	国保世帯数 4,125世帯 被保険者数 7,900人

※調定額は、賦課決定し、収入として見込むことが確定した税額です。

●町債の現在高

(単位:円)

会計別	元金未償還額
一般会計	8,982,167,989
うち過疎対策事業債	3,024,485,445
浄化槽整備事業特別会計	148,800,000
うち過疎対策事業債	34,800,000
水道事業会計	1,503,627,866
計	10,634,595,855

※町債とは、国や銀行からの借入金で、その返済期間が多年度となるものです。
※現在高には平成20年度借入分も含まれます。

(単位:千円)

平成20年度 特別会計

歳入歳出予算及び収支の状況

会計別	歳入歳出予算額	収入済額	支出済額
国民健康保険事業特別会計	2,789,763	2,478,976	2,435,573
老人保健特別会計	299,400	390,855	277,500
後期高齢者医療特別会計	212,946	212,646	206,267
介護保険特別会計	1,850,408	1,741,079	1,536,852
介護サービス事業特別会計	9,266	5,995	3,405

(単位:千円)

平成20年度 企業会計

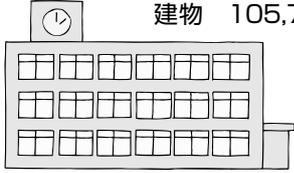
歳入歳出予算及び収支の状況

会計別	歳入歳出予算額	収入済額	支出済額
浄化槽整備事業特別会計	83,785	41,626	60,810
下水道事業特別会計	26,111	15,931	5,027

●主な町有財産の現在高

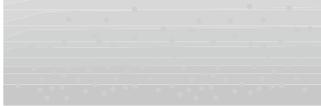
○行政財産

土地 1,865,879㎡
建物 105,719㎡



○普通財産

土地(山林を除く。)
1,217,372㎡

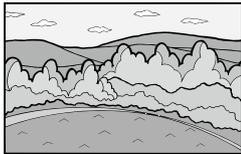


建物

19,866㎡



山林 2,836,604㎡



○基金・証券・株券等

692,160,358円



○車両

173台

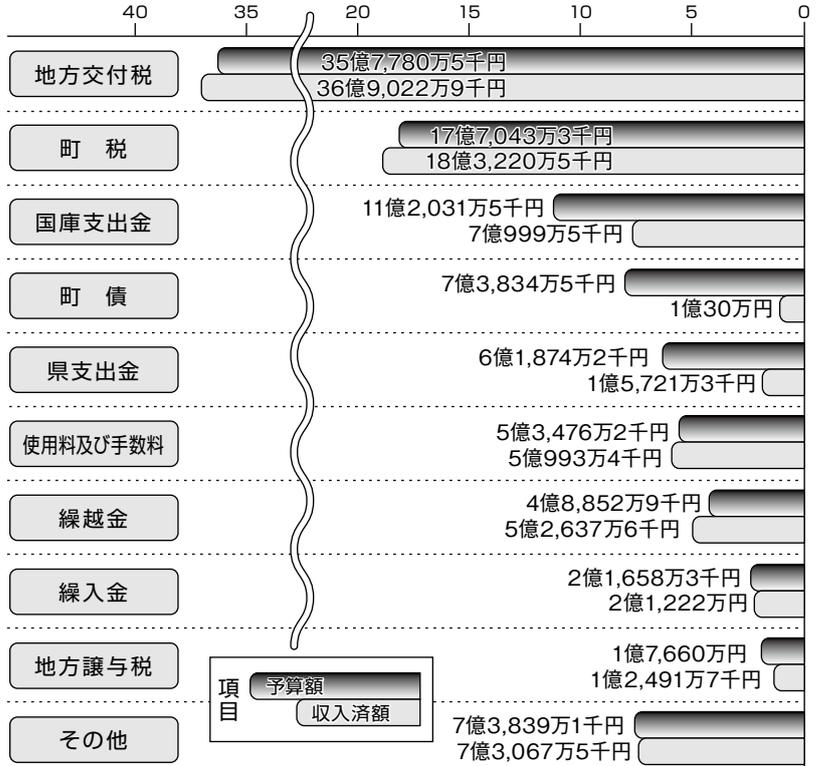


平成20年度一般会計

予算現額 99億8,050万5千円

歳入

収入済額 85億9,406万4千円



※収入済額及び支出済額には、出納整理期間(H21.4.1～H21.5.31)の収入支出額及び平成21年度への繰越額は含まれていません。

●うち主な基金の現在高

(単位:円)

基金名	現金	債権	計
財政調整基金	250,117,335	107,000,000	357,117,335
減債基金	1,504,508	50,000,000	51,504,508
観光振興基金	259,959,414	23,423,000	283,382,414
ふるさと創生基金	10,862,007	0	10,862,007
地域振興基金	5,258,707	0	5,258,707
武藤文化福祉基金	0	100,000,000	100,000,000

※債権とは、出納整理期間(4/1～5/31)に積み立てる分です。

●水道事業会計(決算見込み)

1 収益的収入及び支出

(単位:円)

区分	予算額	決算額	予算額と決算額との比較
収益的収入	483,142,000	481,923,853	△ 1,218,147
収益的支出	483,142,000	437,112,705	△ 46,029,295

2 資本的収入及び支出

(単位:円)

区分	予算額	決算額	予算額と決算額との比較
資本的収入	273,232,000	276,465,400	3,233,400
資本的支出	480,641,000	450,790,478	△ 29,850,522

※ 資本的収入が資本的支出に対し不足する額174,325,078円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額499,801円、減債積立金取崩し額55,942,633円、過年度分損益勘定留保資金117,882,644円で補てんします。

子育て支援プロジェクトチームを設置

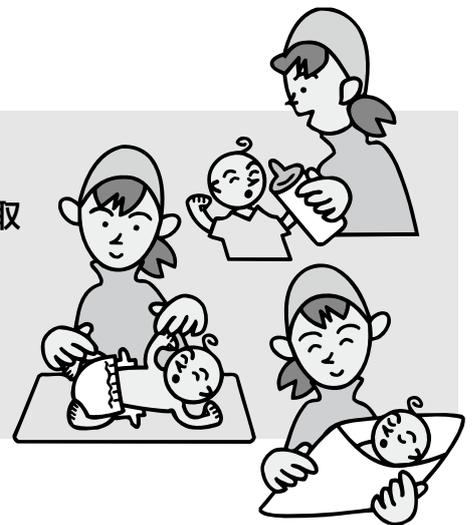
少子高齢化、若い世代の流出が進む大子町にあって、子育て支援は最も重要な施策の一つであり、現在もさまざまな独自の施策を展開しているところですが、今後の厳しい地域間競争に対応していくためには、さらなる施策の充実が望まれています。「若者の住むまちづくり」を掲げた町長 Manifesto を踏まえ、新たな子育て支援施策を検討・実現するためにプロジェクトチームを設置し、『子育て支援日本一の町』を目指します。

● 検討内容

実際に子育て中の町民の方からの意見聴取、全国の他自治体の事例研究、財政面での裏づけの検討などを進め、新たな子育て支援施策の立案を行い、町長に報告し、平成22年度からの実施を目指します。

検討課題

- 子育てに要する費用についての詳細な調査
- 実際に子育てを行っている町内世帯からの意見聴取
- 他自治体の先進事例の研究
- 想定される新たな支援策に要する費用の試算
- 新施策に充当する予算の財政的な裏付け



● 意見交換会

実際に子育てを行っている保護者の皆さんから、たくさんの貴重な意見をいただくことができました。ご協力ありがとうございました。



大子町独自

◆ 現在実施中の子育て支援施策 ◆



- ◆ 妊婦健診の全額無料
- ◆ 妊産婦及び小学校就学前までの乳幼児の医療費の無料化
- ◆ 子育て中の世帯に対する町営住宅使用料の軽減
- ◆ 子どもの人数に応じた家賃が減額される子育て支援住宅の整備
- ◆ 子どもの人数に応じた給食費の軽減

在宅福祉サービスセンター。 子育てサポーターをご利用ください

在宅福祉サービスセンター

在宅福祉センターは、お年寄りや体の不自由な方をはじめ、福祉的な援助を必要とするご家庭の皆様を対象に、日常生活上の負担を少しでも軽くするため簡単な家事援助を低額料金で提供しています。

子育てサポーター

現在、女性の就労形態や家族形態の変化により、保育需要が多様化、個別化しているため、既存の保育サービスでは、応じきれない保育ニーズに応え、安心して子どもを産み健やかに育てることができる環境づくりに役に立ちたいという考え方からできた育児援助サービスを低額料金で提供しています。

●サービス内容

- ◇食事の支度、世話
- ◇衣類の洗濯、補修
- ◇住居等の清掃、整理整頓
- ◇生活必需品等の買い物
- ◇通院及び外出の介助
- ◇介護者外出時の留守番
- ◇話し相手
- ◇その他軽易な身の回りの世話
- ◇産前産後の妊産婦や乳幼児の世話
- ◇保育施設への送迎
- ◇子守(母親の買い物及び通院等の短い時間)
- ◇その他会員間で行う育児援助活動にふさわしいもの



サービスを受けるためには?

- ①在宅福祉サービスセンターに利用会員登録をする。
(登録申込書は、社会福祉協議会にあります。)
- ②在宅福祉サービスセンターで利用券を購入する。
- ③協力会員よりサービスを受け、その時間に応じた利用券を協力会員に渡す。

協力会員になるには?

- ①在宅福祉サービスセンターに協力会員登録をする。
(登録申込書は、社会福祉協議会にあります。)
- ②利用会員にサービスを提供し、その時間に応じた利用券を利用会員から受け取る。
(受け取った利用券は、在宅福祉サービスセンターで現金に替える。)



●利用料金

区分	料金の単位	平	日	土日、祝日
		午前9時～午後5時	左記以外	終日
利用時間	1時間以内	500円	600円	600円
	30分超ごと	250円	300円	300円

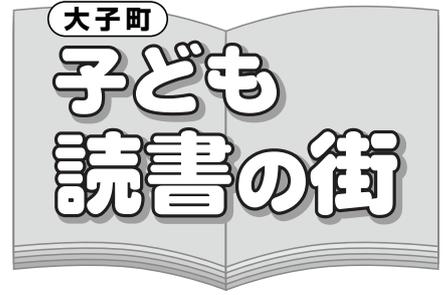
■在宅福祉サービスセンター 大子町社会福祉協議会内 ☎(72)2005



大子町児童生徒読書活動 推進委員会を設置

町内の小中学校が、家庭や地域と連携して、児童生徒の読書活動を推進するために、『大子町児童生徒読書活動推進委員会』を設置しました。

委員会は、教育長を委員長とし、町内の小中学校の先生と保護者など、合計25名で構成され、更なる読書活動の推進に取り組みます。



「読む・調べる」習慣の
確立に向けて

既存事業の継続

- ①うちどく(家読)推進校の指定及びうちどく(家読)の推進
- ②学校図書を整備
- ③各小中学校、幼稚園での取り組みの推進
- ④広報だいで「子ども読書の街コーナー」への記事掲載
- ⑤大子町ホームページへの掲載

新規事業の推進

- ①児童生徒の読書集会の開催
- ②読み聞かせ等研修会の実施
- ③その他(読書に関するコンテストの開催など)



■大子町児童生徒読書活動推進委員会 学校教育課内 ☎(79)0170

ふるさとと納税

『ふるさと大子応援寄附金』

ありがとうございます



平成20年7月から募集を開始した「ふるさと大子応援寄附金」に、11名の方から、総額1億75万5千円のご寄附をいただきました。心よりお礼申し上げます。

皆様からいただきました寄附金は、町が推進する事業に有効活用させていただきます。今後とも、心のふるさと大子町への応援を、よろしくお願いします。

1億円は、

武藤文化福祉基金を設置し、(仮称)大子ふれあい交流センター(平成22年3月完成予定)における文化福祉活動費に充当する予定です。



(仮称)大子ふれあい交流センターイメージ図

75万5千円は、

平成21年度町政推進の中で、子育て支援事業等に活用予定です。

「ふるさと大子応援寄附金」とは？

本町出身で町外にお住まいの方や、本町を訪れたことがある方など、大子町を心のふるさととして応援していただける方からの寄附金(5,000円から)を受け付けています。

■財政課 ☎(72)1119

児童手当制度の概要

児童手当制度は、児童を扶養している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。



児童手当制度のしくみ

●支給対象

児童手当は、12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(小学校修了前の児童)を養育している方に支給されます。ただし、前年(1月から5月までの月分の手当については前々年)の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません。

●支給手続

児童手当は、児童を養育する家計の主たる生計維持者が申請し、住所地の市区町村長(公務員の方は勤務先)の認定を受けることにより、申請した翌月から支給されることになります。

認定請求には印鑑をご持参ください。また、厚生年金等加入者は『健康保険被保険者証』等の写し、1月1日現在大子町に住所がなかった方は前住所地での『児童手当用所得証明書』を添付してください。

●支給月額

◇3歳未満	一律	10,000円
◇3歳以上	第1子・第2子	5,000円
	第3子以降	10,000円



●支払時期

児童手当は、原則として毎年2月・6月・10月にそれぞれの前月分までが支給されます。

●所得制限限度額

所得制限限度額は、前年(1月から5月までの月分については前々年)の所得額で判定します。また、所得には一定の控除があります。

なお、所得制限限度額は年によって変更されることがありますので、詳しくは福祉課窓口(公務員の方は勤務先)にお問い合わせください。

扶養親族等の数	児童手当 (国民年金加入者)	特例給付 (厚生年金等加入者)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人～	1人増すごとに +38万円	



区長との行政懇談会

6月12日に、余暇活用センターやみぞで、綿引町長をはじめ、田中副町長、高梨教育長、益子議長、各課長が出席し、各地区の区長の皆さんと「行政懇談会」が行われました。

町長からは、子育て支援対策などについて説明があり、その後、平成21年度予算の概要や定額給付金の給付状況などについて、各担当課長から説明が行われました。

また、退職された2名の区長さんに対して感謝状が贈られました。

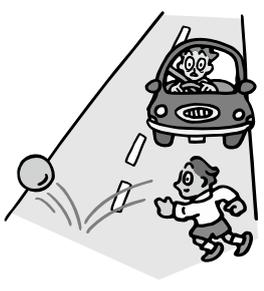


大子地区安全運転管理者協議

中央公民館講堂で、6月18日に大子地区安全運転管理者協議会の講習会と通常総会が開催されました。

講習会では、県内交通事故の概況の説明、交通安全映画の上映や運転指導などが行われ、終了後には受講者に修了書が交付されました。

総会では、県と大子地区それぞれから優良安全運転管理者、優良事業所、優良運転者の表彰が行われたあと、今年度の事業計画や収支予算について審議が行われ、シートベルトの着用や携帯電話の禁止など運転マナーの向上、交通安全運動の展開、安全運転管理の充実強化など各種事業を推進していくことが確認されました。



中学校総合体育大会

大子地区中学校総合体育大会が6月23日に開催されました。

前日の雨の影響で、グラウンドコンディションは良くありませんでしたが、当日は天気恵まれ、今年一番の暑さのなか、野球は常陸大宮市の皆沢球場で行われたほか、大子広域公園や中学校などを会場に、サッカー、テニス、バスケットボール、バレーボール、剣道、卓球で熱戦が繰り広げられました。

部活動の集大成となる大会に挑んだ3年生は、強い気持ちを抱の内に秘め、最後まであきらめずに全力でプレーしていました。

新チームの中心となる2年生は、秋の「新人戦」に向け、さらなるレベルアップをするために練習に打ち込んでください。



太子警察署からのお知らせ

**町内で、空き巣による被害が報告されています
外出するときは、必ずカギをかけましょう!**



太子地区シルバー・セーフティー・ゾーンの設定について ～高齢者を交通事故から守る思いやりゾーン～

太子警察署では、高齢者交通事故防止活動の一環として地域(ゾーン)をとらえた総合的な高齢者の交通事故防止対策を展開します。

太子警察署管内で、もっとも人や車の往来が多い、だいが小学校学区(国道118号の道の駅付近～川山交差点付近)をシルバー・セーフティー・ゾーンと定め、サブタイトルとして、「高齢者を交通事故から守る思いやりゾーン」と決定し、関係機関団体と各種施策を行います。

主な活動は、のぼり旗等の設置、高齢者在宅世帯訪問活動、出前式交通安全教育などです。

車を運転するときは、歩行者や自転車、とくにお年寄り(高齢者)への思いやりをもって、安全運転を心がけましょう。

■太子警察署 ☎72-0110

屋外広告物の適正な表示と管理に努めましょう

県では、良好な景観の形成や風致の維持及び公衆に対する危害防止のために、茨城県屋外広告物条例を定め、屋外広告物に対して次のような規制を行っています。

◆屋外広告物を表示してはいけない地域(禁止地域)

- 第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、風致地区等の用途地域
- 文化財とその周囲(半径100m以内)の地域、保安林、国定公園等の地域
- 高速道路から500m以内、国道、県道、市町村道等の道路から一定の区域(路線により5～250m以内)
- 信号機又は道路標識から半径10m以内の区域 その他

◆屋外広告物を表示してはいけない物件(禁止物件)

- 電柱、街灯柱(はり紙、はり札、立看板等の表示を禁止)
- 街路樹、信号機、道路標識、ガードレール、歩道橋、道路の分離帯、カーブミラー
- パーキングメーター、郵便ポスト、電話ボックス、道路の路面 その他

- 禁止地域や禁止物件に屋外広告物を表示したとき
- 必要な許可を受けずに屋外広告物を表示したとき
- 違反に対する措置命令に従わなかったとき
- その他の違反行為があったとき



**罰金刑
(最高100万円)**

■建設課 ☎72-2611

8月の納付の お知らせ

★町県民税

2期分

★国民健康保険税

2期分

★介護保険料

2期分

★後期高齢者医療保険料

2期分

納期限は、

8月31日(月)です。

(税務課 ☎72-1116)

国保情報

えがお

＜高額医療・高額介護 合算療養費制度＞

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度が始まりました。

世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が1年間（毎年8月～翌年7月末）に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。

平成21年度の支給要件・支給額

世帯内の国民健康保険の方全員が、平成20年8月～21年7月末に支払った医療保険・介護保険の自己負担額が下記の基準額を超える場合に、その超えた金額を支給します。（平成20年4月～平成21年7月末の16か月間の自己負担額が、次のカッコ内の基準額を超える場合には、その超えた額と上記の支給額を比べ、大きい額を支給します。）

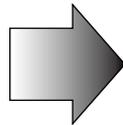
基準額	70歳～74歳の方	① 高齢受給者証の負担割合が「3割」となっている場合	→	67万円(89万円)
		② ①・③・④以外の場合	→	56万円(75万円)
		③ 世帯全員が住民税非課税の場合	→	31万円(41万円)
		④ ③のうち、世帯員全員の所得が一定以下※の場合 ※年金収入80万円以下等	→	19万円(25万円)
基準額	70歳未満の方	① 世帯全員の合計所得が一定以上※の場合 ※合計所得が600万円を超える場合	→	126万円(168万円)
		② ①・③以外の場合	→	67万円(89万円)
		③ 世帯員全員が住民税非課税の場合	→	34万円(45万円)

例えば・・・このように負担が軽減されます

＜夫婦2人世帯の例＞（ともに72歳・住民税非課税）

○これまでは…

1年間で、医療保険で25万円、介護保険で25万円を支払い、年間の負担が50万円であったものが…



○これからは…

年間50万円を支払った後、支給申請をすると、基準額:31万円(世帯全員が住民税非課税の場合)を超えた金額(19万円)をお返しすることにより、年間の負担が31万円にとどまります。

申請手続きについて

- 支給対象となる被保険者の方には、通知をしますので、下記の窓口申請してください。
ただし、次に該当する方には、申請の対象となる旨のお知らせが出来ない場合があります。
平成20年4月から平成21年7月末までの間に、
 - ・他の市町村から大子町へ転入された方
 - ・他の医療保険から国民健康保険に移られた方
- 具体的な手続きやご不明な点については、下記の窓口までご相談ください。

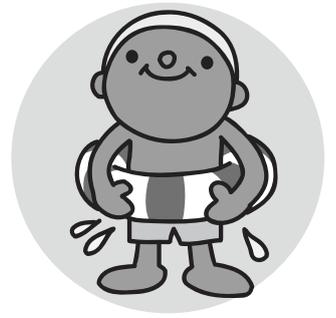
■町民課国保年金室 ☎(72) 1112

2009

8

カレンダー

葉月・August



日付	行事名	場所	時間	対象者	問合せ
1(土)	少年サッカー「若鮎杯」(大子広域公園) 2日まで				
2(日)	鮎のつかみどり大会(正午〜久慈川・押川合流付近)				④
3(月)					
4(火)	定期健康相談 献血(大子町役場)	③	13:30~15:00 10:00~15:30	一般 一般	⑤ ⑤
5(水)	心配ごと相談 「お知らせ版」8月号発行	⑥	13:00~15:00	一般	⑥
6(木)					
7(金)	立秋 巡回労働相談	①	10:00~14:30	一般	④
8(土)					
9(日)					
10(月)					
11(火)	定期健康相談	③	13:30~15:00	一般	⑤
12(水)	心配ごと相談	⑥	13:00~15:00	一般	⑥
13(木)					
14(金)	大子町花火大会と灯籠流し				④
15(土)					
16(日)					
17(月)					
18(火)	一日社会保険事務所 定期健康相談	庁 ③	10:00~14:00 13:30~15:00	一般 一般	⑦ ⑤
19(水)	心配ごと相談	⑥	13:00~15:00	一般	⑥
20(木)	「広報だいで」9月号発行				
21(金)	巡回労働相談	①	10:00~14:30	一般	④
22(土)					
23(日)					
24(月)	こころの相談	③	13:00~16:00	要予約	⑤
25(火)	定期健康相談	③	13:30~15:00	一般	⑤
26(水)	心配ごと相談	⑥	13:00~15:00	一般	⑥
27(木)					
28(金)	就職支援出張相談	①	10:00~15:00	一般	④
29(土)					
30(日)					
31(月)					

連絡先

①中央公民館(72)1148
 ②リフレッシュセンター(72)1149
 ③保健センター(72)6611
 ④高齢者センター(72)2005
 ⑤役場庁議室
 ⑥役場第1会議室
 ⑦役場第1分室会議室
 総務課(72)1114
 企画観光課(72)1138
 町民課(72)1112
 福祉課(72)1117
 健康増進課(72)6611
 地域包括支援センター(72)1175
 生涯学習課(72)1148
 消防本部(72)0119
 社会福祉協議会(72)2005

救急協力当番病院

月日	病院
7月20日(月)~ 26日(日)	久保田病院
27日(月)~ 8月2日(日)	慈泉堂病院
8月3日(月)~ 9日(日)	保内郷メディカルクリニック
10日(月)~ 13日(木)	慈泉堂病院
14日(金)~ 16日(日)	保内郷メディカルクリニック
17日(月)~ 23日(日)	久保田病院
24日(月)~ 30日(日)	慈泉堂病院

慈泉堂病院 ☎(72)1550

久保田病院 ☎(72)0023

保内郷メディカルクリニック ☎(72)0179

町の人口と世帯

平成21年
5月1日現在

★人口 21,107人 (-30/-432)

男 10,375人 (-9/-223)

女 10,732人 (-21/-209)

★世帯数 7,776戸 (-4/+23)

(前月比/前年比)

主な行事等を掲載しましたが、日時等が変更になる場合もあります。

広報だいご

御田植祭(中田植)



6月21日
の夏至の日
に、下野宮
近津神社で
御田植祭が
行われました。
神殿に
て、玉串奉奠や田植歌奉納な
どの神事を行ったあと、あさ
ぎ色のじゅばんに赤襷をか
け、赤いもんぺをはき、すげ笠
をかぶった15名の早乙女が、
田植え歌に合わせて、神田に
苗を植え、五穀豊穰を願いま
した。

神田わきに設けられた囃子
舞台では、田植歌保存会の皆
さんによる、太鼓、笛、鼓の奏
楽と田植歌が歌われました。
今年はいよいよ雨とな
りましたが、多くの参詣人や
カメラマンが訪れ、豊作祈願
の伝統行事を見守りました。



夏のイベント

期日	名称(場所)	問合せ
7月25日(土)	大洗海上花火大会(大洗町)	029-267-5111
7月26日(日)	日立港まつり(日立市)	0294-53-5330
	阿字ヶ浦海岸花火大会(ひたちなか市)	029-273-0116
8月 1日(土)	河原子海上花火大会(日立市)	0294-22-3111
8月 2日(日)	鮎のつかみどり大会(大子町)	0295-72-0285
8月 6日(木)	那珂湊海上花火大会(ひたちなか市)	029-263-7811
8月 7日(金)	水戸黄門まつり花火大会(水戸市)	029-224-0441
8月 9日(日)	東海まつり花火大会(東海村)	029-283-2141
8月14日(金)	大子町花火大会と灯籠流し(大子町)	0295-72-0285
	御前山納涼花火大会(常陸大宮市)	0295-55-2111
8月22日(土)	ひたちなか祭り花火大会(ひたちなか市)	029-273-0540
8月30日(日)	あゆの里まつり(常陸大宮市)	0295-57-2121



『広報だいご』に掲載されている写真を希望の方は総務課(☎72-1114)にご連絡ください。